平成２７年（フ）第１１４８号
愛知県半田市住吉町８丁目１番地の１　ラ・フォーレ半田２Ｄ号
債務者　鉄本　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５１号
名古屋市緑区滝ノ水３丁目1801番地の６　セラン滝ノ水102号、従前の住所名古屋市東区芳野１丁目18番７号　レジディア白壁東103号
債務者　髙尾　千鶴
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６７号
愛知県弥富市平島町甲新田27番地１　シュテルンハイムⅠ－203、従前の住所三重県いなべ市員弁町大泉新田924番地
債務者　井上　雅恵（旧姓瀬古）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５３号
名古屋市守山区川村町267番地　グランコート守山川村303号
債務者　谷本　康彰
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５２号
神戸市東灘区御影塚町２丁目27番18―404号
債務者　本庄　雅彦
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目３番地１　グランディつつじ302、申立時の住所茨城県神栖市大野原２丁目27番５号　第36平成コーポＡ号棟２号室
債務者　麓　　薫
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２９号
茨城県行方市内宿1449番地62
債務者　横瀬　美子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３６号
茨城県鹿嶋市大字平井290番地70
債務者　秋山　　円
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３８号
茨城県神栖市平泉東１丁目52番地11
債務者　高山めぐみ（旧姓大沼）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第４６号
茨城県神栖市深芝2700番地31
債務者　酒井　静江
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３４４号
川崎市多摩区寺尾台２丁目８番地１　８－206
債務者　宮崎　　唯
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
川崎市中原区上小田中１丁目13番48号　ヴィラサンタ　207
債務者　野口加奈子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６１号
川崎市宮前区宮崎102番地１　マリオン宮崎台　101
債務者　森本　勝藏
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
川崎市川崎区川中島１丁目26番６号
債務者　後藤　枝里
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
川崎市麻生区片平１丁目２番21号　グレースハヅミ　102
債務者　稲葉　義典
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７２号
川崎市川崎区浅田２丁目12番９号　ユナイトアルテミス浅田　203、前住所横浜市鶴見区栄町通１丁目10番地12　高島ハイツ308
債務者　北野　竜也
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７７号
川崎市川崎区殿町２丁目14番９－２号
債務者　佐藤　未来
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係